

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により聴取した意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年11月5日
香川県知事 浜田 恵造

1 意見の対象となった届出に係る公告

令和元年6月17日香川県公告

(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

ラ・ムー田村店

丸亀市田村町字平池752番地 外

3 法第8条第1項の規定により丸亀市から聴取した意見の概要

- ・ 照明等について、近隣農地の営農活動に支障が及ばないように配慮すること。
- ・ 夜間の騒音について、周辺に十分配慮すること。
- ・ 地元雇用の確保に努めること。
- ・ 周辺の自治会の理解を十分に得ること。
- ・ 大型車の通行などによって市道を損傷した場合は原因者において早急に復旧すること。
- ・ 市道部分で工事が発生する場合は、道路施工承認申請書を提出すること。
- ・ 市道昭和町田村線に南からの進入を防止するためのポールコーンを設置すること。
- ・ これまで田村団地自治会から要望している事項及び相互に確認している事項等において今後誠意をもって履行すること。

4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業文化部産業観光課
縦覧期間	令和元年11月5日から同年12月5日まで